

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令案参照条文

○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。